

6月13日
第1回プラン見直し（第2回協議会）議事録

検討事項について

事務局 第2回御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会を始めます。開催にあたりまして、挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

委員 A 本日は協働推進プランを見直すこととなります。御殿場市市民協働型まちづくり推進プランは、御殿場市において協働を進めるための憲法のように重要なものだと考えています。具体的な意見を出し合って、活発な議論をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 会長からあいさつをお願いします。

会長 お集りいただきありがとうございます。5月10日には市長、部課長を迎え、ファシリテーター養成講座を受講していただきました。それにより、市長の市民協働に対する考え方も少し変わってきたように思います。そのことは後ほどお話いただきたいと思います。この一年間厳しいスケジュールの中、推進プランの見直しを行わなければいけません。可能な限り、この会議にご出席していただきまして、ご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

事務局 本日の検討事項に現行の推進プランの取組み状況の報告があります。市民活動支援センターの取組み状況を報告していただくために、代表者に来ていただいています。

市民活動支援センター 御殿場市民活動支援センターで事務局をしている者です。よろしくお願いいたします。

事務局 検討事項に入りたいと思います。進行については会長をお願いします。

会長 進行を務めさせていただきます。検討事項の(1)「御殿場市市民協働型まちづくり推進プラン」の見直しについて、まずは事務局から説明をお願いします。

事務局 御殿場市市民協働型まちづくり推進プランの見直しについて説明します。このプランは平成19年4月にまとめられました。18今回このプランの見直しにあたっては、現行の推進プランの「性格」を継承しながら、「御殿場市市民協働型まちづくり推進指針」の理念を着実に進めるため、計画的な施策として策定することとします。新推進プランの計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間として、再度平成28年度に見直しを行う予定です。この新推進プランの位置づけとしては、第三次御殿場市総合計画後期基本計画の分野別計画「明るく元気の出る御殿場市をつくろう」の「市民参画と協働の推進」のための計画であるとともに、「御殿場市行政改革大綱行動計画」及び「御殿場市市民協働型まちづくり推進指針」に基づき、市民協働型まちづくりを推進するための計画として位置づけられます。

資料として配布した第三次御殿場市総合計画(後期計画)の3ページ目をご覧ください。施策が(1)から(5)まであります。このうち、(2)市民活動団体などの育成支援、(4)協働のまちづくり支援、(5)市民活動支援センターの機能の充実という分野については、総合計画に定めています。実際の施策も総合計画に基づいて進められてきており、推進プランにも反映したいと思っています。資料として配布した「第三次御殿場市総合計画(後期計画)」

の 4 ページ目には、御殿場市行政改革大綱行動計画～御殿場型 NPM の実現に向けて～を記載しています。ここでも市民協働の内容について書いており、行政改革推進項目として、(3)市民協働のまちづくり、①市民意識調査の実施が記載されています。具体的な内容は、6 ページ以降に記載しています。例えば、市民と市長の意見交換の場として、「市長と語るミニ懇談会」や「市長地区別対話集会」などの対話集会を設けるなどのプログラムがあります。8 ページ目をご覧ください。「事業の「協働化」に向けた取り組みでは、既存事業について市民協働型まちづくり推進指針に掲げる協働の原則に基づいて評価・点検を行うとともに、新たな事務事業についても協働化を検討する」と記載されています。9 ページ目をご覧ください。市民協働の市民啓発と担い手の育成という項目では、「協働の担い手としての市民や市民団体を育成し、市民に対して協働についての啓発や醸成活動を行う」と記載されています。また、新たな「市民協働型まちづくり推進プラン」の策定という項目も書かれています。指針の具体的な内容については、配布している資料をご覧ください。

続きまして、推進プランの見直し機関について説明します。御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会が専門的、客観的な立場や市民目線から調査、審議する機関です。協議会は 5 回を予定していますが、場合によっては任意で集まっていただく作業委員会を開くことになります。以上です。

会長 何かご質問はありますか。それでは検討項目(2)「御殿場市市民協働型まちづくり推進プラン」の見直しのスケジュールについての説明をお願いします。

事務局 推進プランのスケジュールについて説明させていただきます。次第の 2 ページ目をご覧ください。本日が「第 1 回プラン見直しのための協議会」になります。本日は、現行プランの説明及び取組み状況の報告をしていただき、みなさんの意見を伺いたいと思っています。ここで出たみなさんの意見や他市の事例を踏まえて「プラン骨子」を作成し、第 2 回プラン見直しのための協議会において検討をしていきます。その後、新推進プランの「たたき台」の作成へと進みます。場合によっては、作業委員会を設置し、その場でみなさんの意見を踏まえた「たたき台」づくりを進めることも考えられます。その後、作成したたたき台を第 3 回、第 4 回の協議会で検討し、新推進プランの素案へ取りまとめしていきます。このように、議論のたたき台となる案を提示し、その案に対してみなさんが意見を出していくという作業を繰り返していき、最終的には 1 月に新推進プラン(案)を決定させていただきます。以上です。

事務局 1 点補足いたします。スケジュールでは、第 5 回の協議会が 10 月 21 日になっていますが、日程の調整がつかなくなったため 10 月 14 日に変更させていただきます。

会長 第 6 回、第 7 回がスケジュールに書かれていないが、これは日程が未定なのか。

事務局 協議会としては第 8 回が最後になります。資料に書かれている回数は協議会の回数です。しかし、推進プランの見直しは 5 回を予定しているのです。このような表記になっています。

委員 A 作業委員会についての説明をもう一度お願いします。

事務局 協議会の委員の中で、有志の方々に集まっていたいただき、協議会で議論するたたき台を検討していただきたいと思います。通常は報酬が出ますが、予算にも限りがあるため、作業委員会については報酬ができません。

会長 他にご質問はありますか。検討項目(3)現行の推進プランの説明及び取組み状況に入りたいと思います。進行はファシリにお願いしたいと思います。

ファシリ 今回、御殿場市市民協働型まちづくり推進プランの見直しにあたり、可能な限りみなさんの意見を的確に反映させて新プランを策定することになります。その際、他自治体の先進的な事例や状況も勘案して現行の推進プランをより良いものにしていくことが求められます。この推進プランを見直す作業にあたり、進行やファシリテートなどを務めさせていただきます。具体的な進め方としては、みなさんの意見をまとめてフィードバックすることで意見を反映していくという作業を繰り返します。この作業の過程として、作業委員会を設置する場合の説明がありました。みなさんが作業委員会に入られることがより良いと思いますが、実際には基礎委員会として、少人数の意欲のある方に可能な限り来ていただき、そこで原案を作成していくことになります。その作業委員会とこの協議会と事務局との作業の中で意見をまとめていきます。その作業の間にも可能な限り市民の意見を反映していきます。このように複雑な体制の中で意見をまとめていくことになります。この作業にあたり、みなさんのご意見をホワイトボードなどに書き、分かりやすく整理しながらまとめていくので、それらを参考にしながら議論を進めさせていただきます。早速ですが、事務局から見直しにあたり考え方やこれからの経緯等を説明していただきたいと思います。

事務局 この推進プランは平成 23 年度に見直しをするということが予定されており、それに基づき今回協議会で検討することになります。5 年を経た中で、これまでの様々な取り組み事例なども資料として提示していき、見直しを図りながら課題などを洗い出していくとともに、新たに組み組めることについてもプランに入れ込んでいきたいと思っています。

ファシリ 今回、平成 19 年度に作成された推進プランを見直していくことになります。現行のプランに則しながらも、これからの協働型まちづくりの方向性を議論します。しかし、この会もまだ発足したばかりで、様々なご質問やご意見があると思います。行政側から見た課題なども含めて自由に議論していただきたいと思います。何かご質問はありますか。

事務局 議論をするための参考資料として、御殿場市市民協働型まちづくり推進プランを記載した資料を配布しました。その資料の内容について説明させていただきます。御殿場市では、平成 17 年度に行政全般にわたって協働の理念と手法を広めていくことを目的とする協議会を設置し、モデル事業の実施要領、協働の担い手育成のための講座の実施、協働の雰囲気醸成のためのイベント開催などを趣旨とする報告書をまとめました。平成 18 年には、モデル事業を実施するとともに、この検証を通して市民協働型まちづくりを

展開していくための手法を検討しました。その結果を市民協働型まちづくり推進プランにまとめています。その中では、「市民と行政の協働」の意味や意義を、指針に基づいてあらためて解説しています。

資料の目次をご覧ください。1.「協働」と「市民協働型まちづくり」、2.「市民協働型まちづくり」の進め方、3.「市民協働型まちづくり」の8原則という順になっています。ここには、理念や協働の定義、意義、新しい関係を築くための原則などが書かれています。資料の8ページには4.「市民協働型まちづくり」推進のための施策体系が書かれており、具体的に施策を進める上でのスケジュールを5.計画のスケジュールに記載しています。

資料の1ページ目をご覧ください。「協働」の意味は、「協働」とは、市民、地域自治組織、市民活動団体・NPO法人、企業、行政など、御殿場市を構成する様々な主体が、地域の課題や公共的な課題に協力して取り組むことです。協働にはいろいろな主体の組み合わせが考えられますが、特に市民と行政の協働を、「市民協働型まちづくり」と呼ぶことにします。」という意味として指針に基づいて推進プランにまとめられています。

2ページ目をご覧ください。ここには公民協働や民民協働について整理されています。次のページには、「公民協働」の必要性や公民協働を行う上でのルール of の必要性が書かれています。御殿場市では、公民協働のことを「市民協働型まちづくり」と呼ぶことにしました。「市民協働型まちづくり」とは市民と行政がまちづくりのために新しい関係を構築していくことを意味するものです。

4ページ以降には、「市民協働型まちづくり」の進め方を記載しています。進め方としては、①施策提案や企画段階の協働があります。従来はパブリックコメントで市民の意見を聞いていましたが、それだけではなく、問題把握の段階から協働して施策立案や事業の企画ができるような仕組みづくりが求められます。2次の過程が②事業実施における協働であり、協働して実施したほうが効果的・効率的だと考えられる事業については、「市民協働型まちづくり事業」として位置づけ、必要な施策を講じていくことが求められます。最後に③施設やシステムの継続的運営や維持管理における協働として、指定管理制度などのことが記載されています。下段には、「協働は「市民の労力を安く使うこと」ではない」ということや、「協働は行政のスリム化を図ることにもつながる」ということが記載されています。

5ページ目には協働の具体的な手法について書かれています。①「市民団体等の活動に行政が支援する」では、「市民が主体となって行う公共的な事業や活動に対して、行政が支援を行うこと」と書かれています。会場や設備利用の便宜を図る、資金を助成する、情報提供や活動に対する助言、関係機関等との調整役を果たすなど、いろいろな支援の形態が考えられます。具体例として、御殿場市市民参加・市民協働事業モデル地区事業などがあります。②には「行政と市民団体等が委託契約にもとづいて協働する」ということが記載されています。具体例としては、御殿場市馬術・スポーツセンターの指定管理

をあげています。③「市民と行政が合同あるいは共催して事業を行う」には、具体例としてブックスタート事業をあげています。④「行政の事業を市民が支援する」では、御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会を具体例としてあげています。行政の下請けではなく、あくまで市民の自主性、主体性が担保されていることが前提となっているので「市民が支援する」となっています。

7 ページ目には、「市民協働型まちづくり」の 8 原則を記載しています。8 つの原則とは①目標共有の原則、②自主性の原則、③自己決定・自己責任の原則、④対等の原則、⑤補完の原則、⑥信頼の原則、⑦情報共有の原則、⑧公開と評価の原則となっています。これらの原則に基づいて既存事業の評価を行い、協働の理念にもとづいた行政への転換を図っていくことが望まれています。

8 ページ目をご覧ください。「市民協働型まちづくり」推進のための施策体系が記載されています。市民協働型まちづくりの推進体制には、市民協働型まちづくり推進協議会があります。方針としては公募市民、行政職員で構成し、協働の進め方を検討し、評価する役割を担っています。また、様々な主体が交流する場としての役割が期待されています。市民協働型まちづくり事業では、市民提案部門、行政提案部門があります。これについては、後ほど取り組んできた事業の内容を説明します。既存事業の「協働化」の取り組みでは既存事業の評価・点検があります。既に実施しているものも多数ありますが、「協働度」を高めていくことがポイントになります。人材育成・団体育成としては、行政職員の意識改革、市民啓発と担い手の育成があります。これらは今まで取り組んできた内容ですが、協働の担い手として期待されている団塊世代の市民に対して、情報提供や講習会などを通して、市民活動への参加を促していくという内容になっています。市民活動支援機能の強化では、市民活動拠点の運営と活用方策の検討を記載しています。市民活動支援センターが設けられ、その中でどのような支援がなされているかについて後ほど報告があります。また、協働型の行政運営に適した市役所の組織改正の検討という内容もあります。実際に、平成 22 年の組織改正では、地域振興課が市民協働課になっています。

11 ページには施策体系を図式にして、分かりやすくまとめています。12 ページ目には、平成 19 年度から平成 23 年度までの計画のスケジュールが記載されています。次のページからは御殿場市市民協働型まちづくり推進指針が記載されています。16 ページ以降の協働の理念と課題では、協働の定義や課題が記載されています。

19 ページ目をご覧ください。市民協働型まちづくり推進のための施策では、市民活動センターを設置すると書いています。これは実際に進んでいて、後に報告があります。市民活動団体・NPO 法人等の団体の活動助成では、市民提案、行政提案の協働事業の認定制度の実施について記載しています。人材の育成としては、市民の人材育成が記載されており、平成 18 年度から研修や講座等を実施し、現在も引き続き行っております。情報提供・情報共有の仕組みづくりでは、市民活動センターが力を入れています。庁内体

制の整備としては、庁内に横断的な推進体制を整備することにしていきます。協働マニュアルの策定については、推進プランがマニュアルとして位置づけられており、推進するための原理原則が定められています。しかし、実際に取り掛かるための作業マニュアルについては定められていません。その他にも職員の地域活動の支援というものも記載されています。市の職員の意識改革では、講座などを通じて取り組んでいます。後ほど、市の職員が協働をどの程度理解しているかについて意識調査した結果について報告したいと思います。最後に市民協働型まちづくりの基本方針の策定あるいは条例化の検討という項目があり、現在段階的に進めています。推進プランの説明は以上です。

続いて、取り組み状況について説明します。配布した資料の平成18年度～平成22年度市民協働型まちづくり事業紹介をご覧ください。平成18年度は実験的な内容ですが、取り組んだ事例を記載しています。平成18年度には4つの事業があり、これらを参考に検証し、推進プランを策定しています。実際に推進プランがまとまってからの事業は平成19年度の事業になります。はじめの一步部門は2つ、市民提案部門は3つ、行政提案部門は1つの事業となっています。平成20年度は、はじめの一步部門が2つ、市民提案部門が4つ、行政提案部門が1つの事業になっています。「御殿場線まつり」と「地域防災力の向上を目指して」という事業については、審査を通り、2年連続になりました。平成21年度は、はじめの一步部門が3つ、市民提案部門が7つ、行政提案部門が2つの事業になっています。「御殿場線まつり」は3年連続3回目になっています。平成22年度ははじめの一步部門が1つ、市民提案部門が6つ、行政提案部門が2つの事業になっています。昨年度は連続して実施された事業が数多くあります。これまでの取り組みをまとめますと、はじめの一步部門が10、市民提案部門が20(連続して実施した事業を除くと10)、行政提案部門が6(連続して実施した事業を除くと3)事業になっています。行政提案事業が少ないという状況が続いていましたが、平成23年度には5事業が応募しています。詳しい説明は省かせていただきますが、市民提案事業についての資料を配布しているので、そちらをご覧くださいと思います。

次に、人材育成・団体育成関係の取り組み状況を説明させていただきたいと思います。次ページの3ページ目をご覧ください。平成18年度からの取り組み状況を記載しています。平成18年度は3回実施しており、御殿場市で活躍されているNPO等に研修をしていただきました。平成19年度も3回実施しています。市民活動担手要請事業ということでNPO講座を2回行いました。3回目に55名の職員を対象に市民協働講演会を行いました。平成20年度も同じような流れでNPO講座を2回行いました。3回目は、広域的に御殿場市の職員以外にも裾野市、小山町の職員も参加して市民協働型まちづくり研修を行っています。平成21年には、明治大学の教授を迎え、行政職員向け協働研修を行いました。市民向けのNPO講座としては、NPO法人フィルム微助人の理事長に講師をお願いして、活動事例を紹介していただきました。

5ページ目をご覧ください。平成22年度には行政職員と市民活動団体が一緒になってワ

ワークショップを行う合同研修を行いました。これは、会議ファシリテーター普及協会の釘山さんが講師になり、44名が参加しました。今まで、協働についての考え方や理念についての講座が多くありましたが、この会は、実際に協働を進めるための関係づくりの講座として位置づけております。平成23年度も同じように会議ファシリテーター普及協会の釘山さんが講師をお願いして、行政職員と市民団体向けの講座をお願いしました。平成22年度は若い行政職員が参加していましたが、今回の研修では、市長、部長、課長を対象に行いました。今後も4回の研修を予定しています。

このような研修を通して、実際にどのような行政職員の意識改革があったかを報告します。6ページ目をご覧ください。この調査結果を見ると、参事以上の方は協働の意味を理解している方が多いように思います。また、今後自分の業務に取り入れようとしている方も多いです。一方で、言葉は知っているが自分の業務にどのように取り入れればいいのか分からない方も多くいらっしゃいます。一般事務の副主幹・主幹には、言葉の意味自体も知らないという人が1.8%の方がいました。下段の設問35では、「今後あなたの課で抱えている課題等を市民協働という手法で解決していこうと思いませんか」という問いをしています。選択肢はア「市民協働で解決していきたいと思う」、イ「現在抱えている課題は市民協働の手法では解決が難しいと思う」、ウ「市民協働という手法で解決は可能と思われるが、市民協働を取り入れる必要はないと思う」、エ「もともと市民協働という手法で解決するものはない」という選択肢がありました。ア「市民協働で解決したい」という選択肢を選んだ方が全体で38.2%、一般事務で35.2%、一般事務以外で42.9%でした。イを選択した方は全体で34.0%いらっしゃいました。ウを選択した方は全体で5.8%いらっしゃいました。エを選択した方は全体で22.0%いらっしゃいました。市民協働課としては、どのようなものが協働事業になるかのPRを職員向けに行っています。7ページ目をご覧ください。参考として協働事業モデル地区事業補助金を記載しています。区を対象として、自分たちの地域は自分たちでつくるための、ワークショップなどによるコミュニティづくりへの支援補助金を上限30万で交付しています。平成15年度は環境に関する事業が多くありました。モデル地区ということなので、ある程度の見直しは必要だと思います。

最後になりますが、資料の第三次御殿場市総合計画の10ページをご覧ください。平成22年度市民満足度調査報告書を記載しています。市の行っている事業に対してどの程度認識があるかを調査し、まとめたものです。これを参考資料として掲載しました。11ページをご覧ください。「市民協働でのまちづくりがどのようにあるべきか」という問いについての回答がまとめられています。これは、市民が中心になるか、行政が中心になるかという視点でまとめられています。この設問の中では、「市民が中心になって行政が支援・協力するのがよい」という回答が19.5%、「行政が中心になって、市民が支援協力するのがよい」という回答が23.2%、「内容によって、市民中心か行政中心か区別したほうがよい」という回答が53.5%になっています。12ページをご覧ください。「市民協働の

ために、行政に求められるものは何か」という設問に複数回答で答えていただきました。「地域住民への情報提供」、「地域住民への意識啓発」、「市職員の地域活動への参加」、「人材育成」が上位を占めています。一番多かったのが、「地域住民への情報提供」の約6割で、「地域住民の意識啓発」と思う人は約3割でした。13ページには今の設問の回答を年齢別にして記載しています。14ページ目をご覧ください。設問は「あなたはボランティア活動、NPO活動などの市民活動をしたことがありますか。」という問いです。市民活動の参加経験については、「活動したことはないが、機会があれば活動したい」が約4割になっています。同じ2ページ目に戻ると、平成21年度に調査した結果があります。これと先程の調査を見比べると、「活動したことがあります、今後も続けていきたい」が16.3%から22.5%に増加していることが分かります。一方で、「活動したことはなく、今後も活動するつもりはない」という回答も30%の人がいます。参加する人は増えていますが、これからも意識を高めていく必要があります。15ページをご覧ください。今の設問の回答を年齢別にして記載しています。上から20から29歳、30から39歳、40から49歳、50から59歳、60から64歳、65歳以上となっています。これを見ると、50から59歳の方が活動したことがあります、今後も活動を続けていきたいと考えているようです。その次に多いのは60歳から64歳になっています。団塊の世代の方々は機会があれば活動したいと考えている割合が高いようです。16ページをご覧ください。先程の設問で、「活動したことがあります、今後も活動を続けていきたい」、「活動したことはないが、機会があれば活動したい」と回答した方を対象に、「どのような形で活動をしたいですか」という質問をし、複数回答をしていただきました。結果としては、「区・組などの地域活動に参加する」が約6割でした。「ボランティア団体やNPOの活動に参加する」が37.6%、「行政の呼びかけや主催する事業に参加する」が35.4%などのように身近な団体の活動への参加傾向が強いことが分かります。年齢別では、30歳以上ではどの年齢でも「区・組などの地域活動に参加する」が最も高かったが、『20歳から29歳』では「ボランティア団体やNPOの活動に参加する」が54.3%と最も高い結果となりました。また、50歳以上ではどの年齢でも「行政の呼びかけや主催する事業に参加する」が2番目に多くなっており、『65歳以上』では46.9%と他の年齢と比べて最も高くなりました。このような年齢層の方々に、地域のリーダーになっていただくことも可能だということが分かりました。18ページをご覧ください。市民活動をする上での問題点について聞いています。「活動するきっかけや機会が少ない」が36.8%と最も多かったです。次いで「活動する時間がない」が31.7%、「市民活動団体についての情報が不足している」が30.4%となりました。市民活動をしたくても、きっかけや情報の不足が活動参加への問題となっています。19ページには年齢別になっています。50歳以上では情報の不足やきっかけが少ないなどの問題が上位を占めているので、呼びかけ次第で高まると思います。21ページをご覧ください。市民活動団体への情報提供や活動運営相談等をして支援・育成する施設として御殿場市市民活動支援センターがありますが、この施設を利用したことがあるかどうか

を聞いています。結果は「利用したことがあり今後も利用したい」が 17.3%、「利用したことはないが、機会があれば利用したい」が 50.9%となり、合わせると 68.2%の人が利用したいと考えているので、今後もこの施設が充実したものになるようにしていきたいです。ここで市民活動支援センターの利用状況の報告をしていただきます。

市民活動支援センター 市民活動支援センターの利用状況を報告します。この市民活動支援センターは平成 20 年に運営が開始されました。資料の御殿場市民活動支援センター委託業務報告書をご覧ください。平成 20 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの利用実績を資料に沿って報告します。活動室コーナー(打合せ)の利用件数は平成 20 年の 10 月から 3 月までで計 484 団体、利用人数が 4,211 人です。市民活動室を利用するために団体登録を行います。その登録数は 55 団体です。ロッカーの利用登録件数は 15 団体、メールボックスの利用登録件数も 15 団体です。市民活動室の中に小型印刷機があります。その利用数は、263 団体です。利用人数は 343 人、印刷枚数は 54,339 枚です。同じく市民活動室にパソコンを 2 台設置していて、その利用数は 342 人が利用しています。21 年度の利用状況を報告します。活動室コーナー(打合せ)の利用件数は計 1,270 団体、利用人数が 7,409 人です。市民活動室を利用するための登録数は 22 団体です。ロッカーの利用登録件数は 10 団体、メールボックスの利用登録件数は 11 団体です。印刷機の利用数は、1,171 団体で利用人数は 1,576 人、印刷枚数は 367,314 枚です。パソコンの利用数は 711 人が利用しています。

続いて、22 年度の利用状況を報告します。活動室コーナー(打合せ)の利用件数は計 1,773 団体、利用人数が 8,403 人です。市民活動室を利用するための登録数は 20 団体です。ロッカーの利用登録件数は 10 団体、メールボックスの利用登録件数は 7 団体です。印刷機の利用数は、1,282 団体で利用人数は 1,660 人、印刷枚数は 466,967 枚です。累計をすると、活動室の総利用件数は 3,527 件、総利用人数が 20,023 人、団体登録数 97 団体、ロッカー利用登録数 35 団体、メールボックス利用登録数が 33 団体となっています。続いて情報収集・提供事業について報告します。広報紙の発行及び配布実績は、平成 20 年度は VOL1~VOL3(3 回)を発行しました。VOL1,2 は 2000 部、VOL3 は 3000 部発行しています。配布実績としては、御殿場市役所やその他市役所支所関係 6 カ所、御殿場農協本所・各支所 4 カ所、日本郵政公社各支所 10 カ所、市内公民館 58 カ所、県内 N P O 団体などに 20 カ所、その他講座参加団体・市民活動登録団体に郵送などの配布実績となっています。平成 21 年度は VOL 4~VOL7(4 回)を発行しています。発行部数は 2000 部となっています。平成 22 年度は VOL 8~VOL11(4 回)を発行しています。発行部数は 2000 部となっています。

ホームページの維持・管理の実績を報告します。平成 21 年 6 月 2 日にホームページを開設しました。最初の年はアクセス数を把握していませんでした。平成 22 年度のトップページアクセス件数は 5,207 件でした。また、平成 22 年 11 月にはブログを開設しています。平成 23 年度 3 月末日の訪問件数は 610 件でした。さらに、平成 23 年 1 月から、メ

ールマガジンを月1回第2水曜日に配信しています。配信先は165件です。相談・支援事業の報告をします。平成20年度は直接支援センターに来訪していただき面談対応をしたのが145件、電話対応をしたのが10件です。平成21年度は面談対応が609件、電話対応が306件でした。平成22年度は面談対応が257件、電話対応が185件です。平成22年度は件数が減少していますが、平成21年度は印刷機の使い方や不具合などの相談も件数に入れているために、件数が多くなっています。平成22年度は、そのような相談を件数に入れていないために数字が減っています。

5ページをご覧ください。平成21年度の相談内容の内訳を記載しています。活動支援(技術・広報など)が25%、情報提供が13%、相談(企画・運営など)が26%、協働推進が8%、その他が28%となっています。平成22年度の相談内容内訳は、活動支援(技術・広報など)が16%、情報提供が30%、相談(企画・運営など)が37%、協働推進が2%、その他が15%となっています。平成22年度は情報提供の相談が増加していることが分かります。続いて、協働推進・連携事業について実績を報告したいと思います。平成20年度はNPO講座を開催しました。また、公益法人制度の改革が行われたので「公益法人制度改革に伴う説明会」を実施しています。これには約220人が参加しました。他にも、御殿場地域振興課の2名と、清水市民活動センター及び富士市民活動センターの見学を行いました。さらに、市内NPO法人の見学や利用団体に対する印刷機の講習会なども実施しています。平成21年度はチラシづくり講座や地域活動デビュー講座などの講座を実施しています。前年度に実施した公益法人制度改革に伴う説明会の評判が良かったので、第2回目を実施し、個別相談ができるような企画も行いました。この会には約130人が参加しました。他にも行政提案部門の「元気わくわくごてんばフェスタ」を市民協働課と協力して実施しました。また、利用者連絡会なども実施しています。若いお母さん向けに「お母さんのための地域活動でユー講座」なども実施しました。若いお母さんは家事・育児だけではなく、地域活動もしたいという方がいます。また、前年の地球のステージの第2回を開催しました。この会では、「ガザ危機」「戦争の絵」パネル展を実施しました。前年度は、市民活動支援センターとしては、場所を提供するくらいの支援しかしていませんが、21年度は企画から運営まで支援をしました。子どもが描いた戦争の絵には衝撃をうけたことを覚えています。平成21年度も引き続き利用団体に対する印刷機の講習会を毎月1回実施しました。利用者の方が1人で印刷機を使用できるような声かけができています。さらに市内NPO法人の訪問も行っています。平成22年度は、市民活動を行いたいという方むけに、市民活動きっかけづくり講座を3回実施しました。また、現在活動をしている方むけ、にスキルの向上を目的としたスキルアップ講座を実施しました。また、情報技術活用講座を2回行いました。市民活動を広く周知するためにITを活用できるようになるという観点で、有益な講座になりました。毎年実施している利用者連絡会議は2回実施しました。その他にも、スクラップブック体験会や「グラウンドワーク・インターンシップ事業」説明会なども実施しています。がん患者の

支援として、リレー・フォー・ライフ静岡 2010 WITH 富士山には初めて団体として参加し、24 時間歩くことにチャレンジしました。さらに、前年度に引き続き市民協働課と協働で「元気わくわくごてんばフェスタ」を実施しました。また、ファシリテーションを活用した協働のまちづくり講座にも参加しています。また、NPOだけではなく、市民活動団体との交流をしたほうが良いという考えから、市民活動訪問交流会を実施し、参加者の間で意見交換をしました。市民活動団体への訪問事業では 7 カ所を訪問しました。現在、市民活動支援センターはNPO法人化を目指しています。9 月には申請ができるように準備を進めています。以上です。

意見交換

ファシリ ありがとうございます。報告の内容が多く、順番に検討していく時間が無いので、今日は委員のみなさんが分からない点やどのように考えているかなどの意見を出していただき、次回の会議に向けて整理していきたいと思います。

委員 B 資料の第三次御殿場市総合計画の 9 ページに「新たな「市民協働型まちづくり推進プラン」の策定」という項目があり、プログラムに「平成 19 年度に策定した「御殿場市市民協働型まちづくり推進プラン」を見直す」と書いてある。「見直す」と書いてあるから見直すのか。仮に見直す必要がないものであれば、見直すべき部分を探すだけで時間がかかる。行政側は、どこを見直すかについて意図していることがあるのか。また、先程の行政職員の意識調査において、市民協働という手法で解決するものはないと考えている職員が多いように感じた。協働は以前から実施してきていて、柔軟な考えができていない可能性がある。そのような中で行政側が何を見直すべきか考えているのであれば教えてほしい。

ファシリ 推進プランを見直す理由やどのような視点をもって見直すのかについて行政側の意見を聞きたいということですね。

事務局 主な柱として、啓発事業や支援センター、市民協働型まちづくり事業での行政提案の少ないこと、企業との関わり合いなどがあげられます。市民啓発においては、協働の概念の理解は進んでいると思います。これからは、誰がリーダーになるかなどの対象も含め、人材育成を強化した啓発の仕方を考えることも必要になるかもしれません。また、企業との関わり合いについても、CSRなどの取組みも含めて考える余地があると思っています。さらに、庁内の横断的な推進体制が進んでいないことが課題です。また、支援センターについても機能をより充実させていかなければいけないと思います。

事務局 この推進プランは平成 19 年度から始まり 5 年が経ちます。これまでに実施してきたことの評価を行うとともに、今までできなかったことはなぜできなかったのかを検証するべきだと思います。それから、新たなことにも取り組みたいと思っています。具体的には、プロジェクターやスクリーンの貸出についての予算化や、消耗品である物品を役立たせるようなこともしたいと考えています。まとめると、これまで行ってきた実績

等の評価をするとともに、実効性の高いことに新たに取組みたいと思っています。

ファシリ 今の説明でよろしいでしょうか。他にご質問はありますか。

委員 B 協働が理解されていると言っていたが、本当に理解されているのか。市民の中には理解している人もいるが、広がっているかは疑問がある。協働を理解している前提で進めると、置いていかれる委員が出てくる。全てをバージョンアップさせようとするのではなく、分かりやすく基本的な文章にするほうが良い場合もあるという視点をもって進めていきたい。

委員 C 市民協働型まちづくり事業において、過去に助成してきた団体が現在どのような事業を行っているかについての調査をしたことがあるか。

事務局 直接的にアンケートなどをとってきているわけではありません。市民提案事業の評価などと合わせて確認し、報告できればと考えています。

事務局 実際に市民から提案していただき、年度末に報告をしていただきます。その後どのようなことになったかについても、本当は継続して協働事業を行うために確認すべきだとは思いますが、実際には調査をしていません。今回、ご提案をいただいた中で、そのようなことについても調査したいと考えています。

ファシリ 現状では、過去に助成してきた団体のその後の活動については調査していないということですね。先程、市民活動センターへの登録件数を報告していただきました。この市民活動センターへの登録は毎年改めて登録し直すのでしょうか。

市民活動支援センター そうではありません。先程報告した団体は、新たに登録した団体の件数についてのみです。累計です。

委員 A 資料に御殿場市市民協働型まちづくり指針が記載されているが、指針とは何を指すのか。資料に書いている指針と推進プランが似ているからわかりづらい。推進プランが「指針」なのか、それとも推進プランも含めて「指針」と言うのか。また、資料の御殿場市市民協働型まちづくり推進プランの1ページ目には、「…市民、地域自治組織、市民活動団体・NPO法人、企業、行政…」のように「市民」を独立させて書いている。その後「…協働にはいろいろな主体の組み合わせが考えられますが、特に市民協働型まちづくりと行政の協働を、「市民協働型まちづくり」と呼ぶ…」と書いている。このように書くと、地域自治組織や市民活動団体を含めない「市民」と行政の協働だけを指しているように読めてしまう。しかし、指針や別の資料では、地域自治組織、市民活動団体・NPO法人なども含めて「市民」と書いている。私もそのような考えに賛成だが、どのような解釈が正しいのか。

事務局 今回見直しを図るのは、資料の御殿場市市民協働型まちづくり推進プランの11ページまでの内容についてです。平成19年に推進指針がつくられ、定義を改めたり、手法やマニュアルを加えたものが推進プランです。そして、「市民」は指針に基づき、自治会や地域自治組織などを含めて「市民」と考えています。場合によっては在勤、在学、外国人なども含まれます。

事務局 市民、地域自治組織、市民活動団体・NPO法人、企業を全て総称して「市民」と考えています。

ファシリ 最初に指針を作成し、その指針を具体化するものとして推進プランが策定されたという理解でよろしいですね。

事務局 最初に推進指針を作成しました。その後に推進プランを作成しています。

ファシリ 「市民」が誰を指すかについては先程の指摘のように誤解を招く可能性があります。今後、議論していく論点であることを確認しておきます。

会長 協働という言葉の説明するために、様々な主体と行政との関わり合いを書き、その後「特に市民と行政」と書いたために誤解を招いた。「市民」の意味としては、全て含めた考え方で良いと思う。

ファシリ 「市民」については推進プランを作成したときの議論の経過も含めて検討することになると思います。今後、市民と行政の協働だけを「市民協働型まちづくり」と言っているのかなども含めて問題になると思うので、今後の論点であることを確認しておきます。

委員 D 「まちづくり」という言葉は意味が広い。NPO法人が森づくりを行っているが、企業が加わっている場合がある。さらに個人が保有している森づくりであるのに、補助金を出すことに疑問を覚える。

ファシリ 現在も補助金を提供しているのでしょうか。

事務局 提供していません。企業も社会的貢献活動を行っています。その例は、企業とNPOが協働で行っており、高校生に森を見せながら教育を行っている事例です。個人に対して補助金を出しているわけではありません。昨年、新しい公共支援事業を立ち上げるために、国から都道府県にお金が入ってきました。その中には、モデル事業としてNPO以外の企業も行政も一緒になって実施しています。その際は平成23年度と24年度で2億円の基金が助成されます。そのような活動をしたいという団体が支援センターにご相談に来ています。国も新しい公共の支援について考え、一端を企業にも担っていただくような事業に取り組んでいます。補助金の提供相手が企業であるからおかしいということではありません。

委員 D 「みどりのまち」といっても、緑があることで犯罪が増えることもある。また、信号に街路樹の枝が被さっていて、信号が見えないところがある。そのようなところに注意することも「まちづくり」だと思う。

事務局 市民協働のまちづくりの中には、障害となる木や枝を除去することも「まちづくり」であるという意味ですね。危険な状態でなければ、自治会にそのような除去をお願いしています。そのようなことも市民協働の一環だと思います。そのような具体的な提案も分かります。土木課にそのような意見があったということは伝えます。

ファシリ 協働の範囲やどのような役割分担をするかについて考えることは今後必要になってくると思います。また、新しい公共についても協働を考えることにつながってくる

部分はあります。他に意見や質問はありますか。

委員 E 何が協働なのかについて考える上で、先程のようなことをたたき台にすることになると思う。資料として、平成 18 年度～平成 22 年度市民協働型まちづくり事業紹介が配布された。ここに記載されている以外にも、補助金を出していない従来からある団体や事業についても協働と呼べるものがあると思う。それらについても拾い出し、プランの見直しの参考にするべきである。ここにいる委員が関わっている団体が行っている事業も協働と呼べるものかもしれないという意見があった。それらについても参考にするべきである。

事務局 推進プランでも既存事業の見直しとして 2 件検証しています。今後も継続していきたいと思っているので、様々な団体や事業についても含めて検討したいと思っています。

委員 F 推進プランに記載されている資料の 10 ページに、中間支援組織の育成について書かれている。市民活動支援センターが NPO 法人化を目指す中で、中間支援組織として NPO 法人化を目指すのか、または全く別のものなのか。

市民活動支援センター 中間支援組織としての役割がメインとしてあります。

委員 F 既に中間支援組織としてのあり方はできていると考えていいのか。

事務局 昨年、緊急事業仕分けをおこない、市民活動支援センターが入りました。市民協働課と市民活動支援センターの役割を整理したほうがいいという意見がありました。平成 23 年度 4 月から指定管理者に今までのプログラムを入れ込み、指定管理者と支援センターとで委託契約を締結しました。市としても、中間支援ができる組織になるためには、自分たちが NPO 法人になることで相談を受け付けやすいということから、NPO 法人化を目指すという提案をしました。そこで市民活動センターも年度内の法人化に向けての準備を進めています。

委員 G 推進プランに記載されている 3 ページ目に、「「公民協働」が必要なわけ」として「行政だけでは対応できない領域が増えてきたため」と書いている。これは具体的にはどのようなことで、それに対しての対応は何か。

事務局 本来ならば市が行うことでも、NPO などと協力することで効率的に行えることです。領域が増えたというのは、みなさんのニーズや地域の実情に対して行政が一律に対応できないようなことです。

委員 A 総合計画に記載されている資料の 12 ページ「N」とは回答者数のことか。そうであれば、何人にアンケートを依頼したのか。また、支援センターの実績として件数を報告してもらったが、それは多いのかどうか分かる資料を提示してほしい。

事務局 平成 23 年 1 月から 2 月にかけて行った調査で、対象は御殿場市在住の満 20 歳以上の男女 2,500 人を対象に無作為抽出をして発送しています。有効回収数は 1,257 人で、有効回収率は 50.3%です。最初の質問に対して補足しますと、この推進プランの見直しは「御殿場市行政改革大綱行動計画～御殿場型 NPM の実現に向けて～」に見直すこと

が書いています。市として、この大綱を策定して、推進プランの見直しや策定が書かれています。

ファシリ 支援センターに関するデータについては後日提示していただくことにします。

予定の時間になりました。本日の意見をホワイトボードに整理しています。また、これとは別に議事録が作成されます。それらを参考にしながら、本日ご発言いただけなかった意見も含めて、次回に向けて論点整理をすることになります。よろしいでしょうか。

では、本日の推進プランの見直しについての意見交換は以上にします。

事務局 閉会のあいさつをお願いします。

委員 H これをもちまして、第 2 回御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会を閉会します。